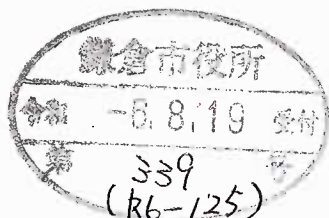


中規模開発事業土地利用方針届出書

令和6 年 8 月 19 日

(宛先) 鎌倉市長



住所 鎌倉市岡本1-7-2

事業者 氏名 株式会社 平成 代表取締役 秋山 始

電話 0467-46-8775

住所 鎌倉市岡本1-7-2

代理人 氏名 株式会社 平成 善波 憲太郎

電話 0467-46-8775

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

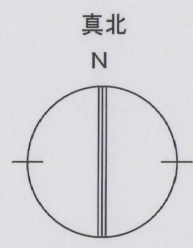
鎌倉市まちづくり条例第36条の規定により、次のとおり中規模開発事業の土地利用の方針書を届け出ます。

事業 区 域 の 状 況	事業の目的	■ 区画の分割	用途 区画数	■ 一戸建ての住宅用宅地 (2 区画)			
		□ 共同住宅 (ワnlーム建築物を除く)	棟数		階数		
			戸数		高さ		
		□ その他					
	事業区域	地名地番	鎌倉市 玉縄二丁目11番5				
		面積	382.73	m ²	□公簿	■実測	
	土地利用規制	区域区分	■市街化区域		□市街化調整区域		
		宅地造成工事規制区域	■区域内		□区域外		
		風致地区	□ 第 種風致地区		■区域外		
		用途地域	第1種低層住居専用地域 (容積率 80 %/建蔽率 40 %)				
保全対象緑地		□区域内 (		) ■区域外			
	その他						
適 用 区 分	□ 特定土地利用						
	□ 条例第2条第1項第6号ア						
	□ 開発事業に係る土地の面積が500m ² 以上5,000m ² 未満						
	□ 市街化調整区域又は保全対象緑地を含む500m ² 以上2,000m ² 未満						
	□ 条例第2条第1項第6号イ (500 m ² 未満)						
	□ ワnlーム建築物の建築						
	□ 葬祭場の建築						
	■ 条例第2条第1項第6号ウ (300 m ² 以上 500 m ² 未満)						
	□ 建築物の高さが12mを超えるもの又は階数が4以上のものの建築 (共同住宅・区分1)						
	□ 建築物の高さが15m以上のもの又は階数が5以上のものの建築 (共同住宅・区分2)						
□ 建築物の高さが15m以上のもの又は階数が5以上のものの建築 (共同住宅以外・区分1)							
□ 建築物の高さが18mを以上のもの又は階数が6以上のものの建築 (共同住宅以外・区分2)							
□ 特定斜面地における宅地造成及び斜面地建築物の建築 (すべての地域)							
■ 土地に関する区画の分割 (すべての地域)							
□ 土地の切土及び盛土に係る土量の和が2,000m ³ 以上のもの (市街化区域)							
(切土: m ³ 、盛土: m ³ 合計: m ³)							

(注) 裏面に記載した図書を添付してください。



申請場所
鎌倉市玉縄二丁目 11 番 5



鎌倉市面本1-7-2
0467-46-8775

株式会社 HEISEI

二級建築士事務所 神奈川県知事登録 第9990号
二級建築士 鎌倉市 第21369号 番成 憲太郎

title: 位置図

scale: 1/1500

学園前分譲計画 設計図

